

2020年8月21日

原告西山意見陳述

まず、今回の一連の警察検察権力による不当な逮捕・弾圧事件に対して、これらを監視し憲法・法律に基づいて判断していただくよう、裁判所に対して原告として強く求めるものです。

今回の警察庁、各府県警の行為は、原則的な労働組合活動を行う私たちの労働組合を大弾圧することで日本の労働運動をさらに委縮させる行為です。そして、今の安倍政権の政治のように、民衆・労働者の目線に立っていない一部の資本家の言いなりになって組み立てられたものです。

その点について、裁判の中で具体的に述べていきますが、関連するもので明らかに不当な行為について私から意見陳述します。

検察の不当な言い分、行為

大阪地検の検察官「天川恭子」は、取り調べの中で「労働組合の『ストライキ』で経営者側の弁護士から『困っている』と言われ、だから、組合事務所に排外主義者と経営者団体（経営者）と一緒に労働組合の事務所に抗議行動をおこなった。正当な行為だ」「それはそうよねっ」と、私に話しかけてきました。私は、耳を疑いました。排外主義者と連帯して経営者が行った労働組合の事務所への抗議行動（この事件で排外主義者と元暴力団組員は「傷害罪、住居侵入、器物破損等」で2名逮捕している。2名とも犯行を認めている。）を無理やり正当化し、憲法で保障されている私たちの団体行動権を否定し、排外主義者や元暴力団組員による行動を正当化する発言だったからです。また、大阪府警の取調べ担当の古川浩司、川井裕哉、岩瀬豊警察官は、滋賀県警の組織犯罪対策課の悪口などに終始し、私には警察どうしで競争しているように思えました。今回の事件は中央（警察庁）の指示であることが取調べ等で感じられたほどです。

滋賀県警の行為

私は、滋賀県警に2018年2月18日に逮捕され、大阪拘置所から滋賀県警大津署へ移送されました。

この事件では「恐喝未遂」という罪名で逮捕され、横山賢志という警察官に取調べられました。取り調べで特に問題と感じたのは、事件のことは全く触れず「労働組合の活動はやりすぎなんだ」「会社の社長を連帯は殺したんだ」「会社を2個も潰した」「コンプライアンス活動で労働組合の正当な活動が認められた大阪高裁判決も今勉強している」とか言いながら、コンプライアンス活動

で逮捕していることを私に告げず終始自分たちの主張を話していました。滋賀県警のみ取調べは横山1人だけでした。

もう一つは、保釈後発覚したことです。私が勾留中、接見禁止が解除後にいつも支援してくれている組合に宛てた手紙が、なんとネット右翼のブログに載せられていました。警察ルートで渡ったとしか考えられません。ブログをアップした人物はその後、大津地裁に傍聴にまで来ていました（私の公判ではなく他のメンバーの公判ですが）。このことからしてもおかしい事件です。

和歌山県警の違法な行為

私は、一連の事件で逮捕され、約300日勾留され、保釈されました。その2ヶ月後の2019年11月14日またも逮捕されました。湯川副委員長と私の2名の逮捕です。この事件は、すでに7月22日に、今日参加のT書記次長も含め3名の組合員が強要未遂・威力業務妨害罪で逮捕・勾留され、起訴後すぐに保釈されるといった事件でした。私は最大限勾留されましたが、釈放後不起訴処分として確定しました。なぜ、他の組合員の保釈後4ヶ月も経ってからの私の逮捕なのか？ 私が原告であるXバンドレーダー弾圧事件の国賠訴訟の私の尋問前日の逮捕でした。その尋問を妨害しようとする意図があつての時期設定だったと感じさせられます。そもそも、厳しい保釈条件を課されている私が逃亡することはあり得ません。こんな不当逮捕が許されるのでしょうか？労働組合の正当な活動に対して、明らかに逮捕権を濫用した行為だと考えています。取り調べについても、佛真一警察官は、毎日、勾留状を読み上げ、私が「答えるのを待つ」と言うのみの、だんまり取り調べでした。

以上の通り、明らかにおかしい事件づくりで、労働組合の活動を停滞させることが目的の弾圧事件です。到底許されるものではありません。

今回の訴状通り、適正な審議を求めるとともに、検察警察権力の横暴を明らかにしてください。以上です。